

民法改正により大きな変動を迎える契約書作成実務を学ぶ

民法改正に対応する 契約書作成の要点と実務

日時 令和2年9月4日(金) 10:00～17:00
計6時間(1日間)

会場 NHK 名古屋放送センタービル内教室

講師 弁護士法人 あお空法律事務所 代表弁護士 **中根 浩二** 氏

対象

- 総務部門、法務部門、経理部門、営業部門等の方々
- 契約書作成に関連する部署・部門のマネージャー・ご担当者の方々

本セミナーのポイント

- ①民法改正に伴う契約書作成実務への影響を解説します。
- ②契約書作成における重要ポイント・実務ポイントを解説します。

講義項目

第1 契約書作成実務の現状と将来

第2 民法改正と契約書作成実務への影響

- 1 民法改正の意味 (国際化と学説理論の整合性)
- 2 旧民法概念からの契約書様式の修正 (危険負担・担保責任・時効・保証等)
- 3 新民法の契約適合性の概念による契約書実務の今後 (脱書式。長文化)

第3 契約書作成の重要ポイント

- 1 法務部内の研修・準備・組織化
- 2 営業部署との調整 (対立と調整)
- 3 インハウス弁護士の重要性
- 4 社外弁護士との調整 (スピードと正確性、リスクの指摘にとどめない)

第4 契約書作成の実務ポイント

- 1 要件事実・立証責任に沿った記載方法
 - (1) 但書の意味
 - (2) 公用文の文法との整合性
 - (3) 契約条項の言い回しの特殊性
- 2 表題の違いと優先性 (契約書・念書・合意書・覚書)
- 3 捺印の意味 (作成者を争われた場合の訴訟の困難性)
- 4 訴訟への負担を避ける重要な意味
 - (1) 管轄裁判所
 - (2) 仲裁条項
 - (3) 適用法令 (日本法か否か)
- 5 敗訴判決から見る契約条項のリスク

～講師経験の事例に基づく

 - (1) 法令改正に伴う法律用語の変容への対応
 - (2) 優先条項との関係
 - (3) 判例・学説が定まっていない分野へのリスク対応
 - (4) 法務部・弁護士としてどうあるべきであったか

第5 新民法改正下の各種契約書のひな形の変容

- 1 基本取引契約書～旧民法概念の修正
 - (1) 危険負担
 - (2) 瑕疵担保責任
- 2 保証契約書
 - (1) 公正証書
 - (2) 極度額の定め要請
 - (3) 情報提供義務により全ての案件が訴訟リスクを持つ
- 3 不動産売買契約書
 - (1) 瑕疵担保責任の廃止
 - (2) 何が契約適合性があるといえるのか
- 4 賃貸借契約書・身元保証契約

極度額の定めが要求されることに対する工夫
- 5 新民法における動産売買契約書 (案)
- 6 新民法における委任契約書 (案)

第6 改正前後の注意点

- ～新民法施行後の現行民法の適用範囲 (経過措置)
- ①代理
 - ②無効・取消
 - ③時効
 - ④法定利率
 - ⑤連帯債務
 - ⑥債権者代位・詐害行為取消
 - ⑦多数当事者関係
 - ⑧保証債務
 - ⑨債権譲渡
 - ⑩相殺
 - ⑪契約の成立
 - ⑫契約の解除
 - ⑬契約各論

《講師派遣による「社内研修」も承っております。お気軽にお問い合わせ下さい。》

ご参加のおすすめ

2017年5月に民法（債権法）の改正法案が成立し6月に公布されました。民法制定以来約120年ぶりに債権部分を抜本的に見直すものであり、改正項目は約200項目になります。

そこで今回、民法改正に着目した契約書作成の基本実務を解説する標記セミナーを開催いたします。

この機会に関係各員の積極的なご参加をおすすめ申し上げます。

講師紹介

弁護士法人 あお空法律事務所
代表弁護士

中根 浩二 氏

- 平成 9年 司法試験合格
 - 平成 10年 名古屋大学法学部法律学科卒業
最高裁判所司法修習生（52期）
 - 平成 12年 司法修習終了 弁護士登録（愛知県弁護士会）
楠田法律事務所勤務
 - 平成 17年 あお空法律事務所開所（所長）
 - 平成 23年 日弁連研修センター副委員長
愛知県弁護士会研修センター副委員長
- 労働問題、企業法務をはじめ、愛知県を中心に活躍中。
労働法関連セミナーの実績も多数

日時： 令和2年9月4日（金）10:00～17:00
計6時間（1日間）

会場： NHK 名古屋放送センタービル内教室
名古屋市中区東桜1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル ※右図参照

参加料	参加料	消費税等	合計
本会会員	30,000円	3,000円	33,000円
一般	35,000円	3,500円	38,500円

★複数名申込割引について

同一企業（団体）から同じ講座（コース）に2名様以上でご参加の場合は、1名様につき、2,200円（税込）割引いたします。
下記申込欄にご記入ください。

※参加料には、テキスト・資料代が含まれています

申込方法： 下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申込み下さい。
折り返し、参加券と振込口座を記載した請求書をご派遣責任者までお送り致します。

- 参加料（負担金）は、銀行振込にて開催3営業日前までにお納めください。（経理処理の都合で遅れる場合は、事前にご連絡下さい。）
- 開催3日前までに参加券が届かない場合は、恐れ入りますがお電話にてご確認ください。
- 参加のお取り消しにつきましては、必ずご連絡ください。参加者のご都合が悪くなった場合は、代理の方にご出席いただけますようお願い致します。
- 領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
- 同業者のお申込みは、お断りする場合がございます。

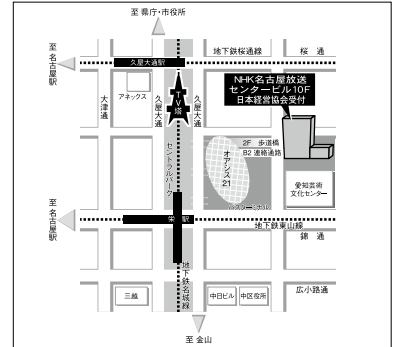
キャンセルについて 開催日の3営業日前からは受講料の30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日まで連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、予めご了承ください。

その他 参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お問合せ先：**一般社団法人 日本経営協会 中部本部 企画研修グループ**（担当/五藤・中村） TEL (052) 957-4172 (ダイヤルイン)
〒461-0005 名古屋市中区東桜1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F FAX (052) 952-7418

日本経営協会・中部ホームページ <http://noma-chubu.jp/>

※お電話の問い合わせ（駐車場含む）は、平日の9:15～17:15にお願いします。



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分

【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

日本経営協会・中部本部 行 FAX (052)952-7418

こちらの面をそのまま FAX して下さい。

60015505 「民法改正に対応する契約書作成の要点と実務」参加申込書

R2/9.4

年 月 日

★複数名申込割引に該当する場合はチェックして下さい <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 日本経営協会会員 <input type="checkbox"/> 一般（該当するものにシ印をつけて下さい）	
(フリガナ) 団体名		TEL () -	ご派遣責任者 所属・役職名
(フリガナ) 所在地	〒	FAX () -	ご氏名
No.	参加者(フリガナ)	所属・役職名	担当経験年数
			年 月
			年 月
			年 月

〈注〉太わくの中をご記入下さい。電算処理の関係上、フリガナ・ご派遣責任者名は必ずご記入下さい。No欄は記入不要です。

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

① 参加券や請求書の発送などの事務処理 ② セミナー運営 ③ セミナーなど本会事業のご案内

お申込時点で趣旨にご同意いただいたものとさせていただきますので、予めご了承下さい。

なお、③がご不要な場合は右記□にチェックしてください。

不要

地球にやさしい再生紙を使用しています。

